

70〜74歳の方へ

新しい高齢受給者証を
送付しました

高齢受給者証は、70歳の誕生日を迎えられ、75歳からの長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行されるまでの方にお渡ししていますが、お手持ちの高齢受給者証（肌色）の有効期限が7月31日で切れています。8月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証（浅黄色）をお送りしましたので、内容に誤りがないかご確認をお願いします。

○ 高齢受給者証を受け取られたら、次のことを確認してください。

☑ 住所や氏名などの誤りはありませんか。

☑ 75歳の誕生日を迎えられているのに、高齢受給者証が送られていませんか。
※ 誤りがあれば住民課へ届け出てください。

高齢受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、医療保険の「保険証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。かかった費用の1割（現役並み所得者は3割）を払うことで医療を受けることができます。

なお、現役並み所得者以外の方については、法律上では2割負担となりますが、国の予算措置により平成22年3月31日までは1割負担となっています。

引き続き入院される方へ

限度額適用認定証などの
更新受付を行っています

入院時の医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院中の自己負担額限度額と食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方にお渡ししていますが、お手持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日で切れています。

引き続き、新たな認定証を必要とされる場合は、申請が必要となりますので、事前に郵送してあります申請書を役場住民課まで提出してください。なお、申請は代理の方または郵送でも結構です。

古い高齢受給者証・限度額適用認定証等は、回収しますので「日野町役場住民課行き」の封筒に入れてポストへ投函してください。または、お近くの役場職員へお渡しいただくか、直接役場住民課までお届けください。よろしくお願いいたします。

◆ 問い合わせ先

住民課 保険年金担当

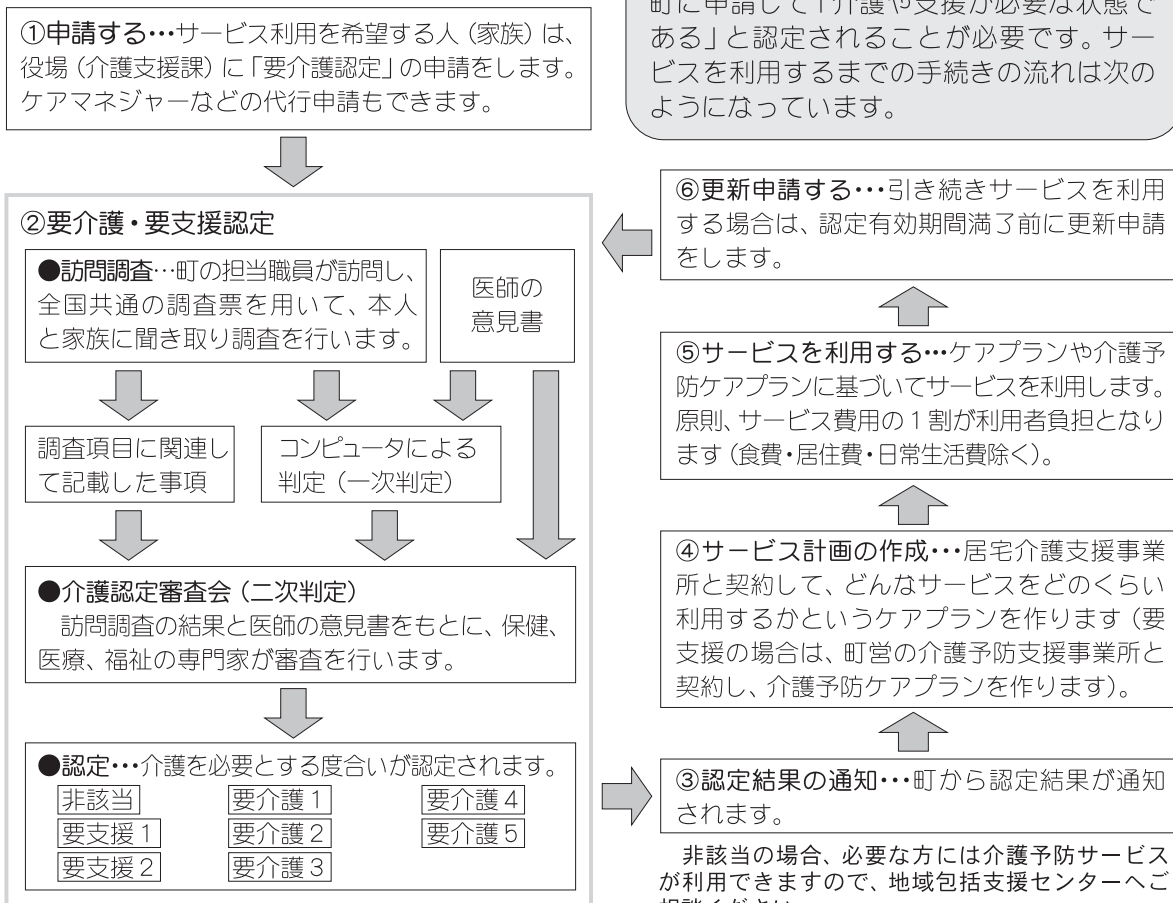
☎ 6571

有線 ⑤ 7784

介護保険サービスのご利用には 要介護・要支援認定が必要です

介護保険のサービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

手続きの流れ



◆ 問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当
地域包括支援センター

☎ 6501 有線 ⑤ 7788
☎ 6001 有線 ⑤ 1148